



島根県報

平成27年7月17日（金）

号外 第 133 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部（税 務 課） 2
を改正する規則

公布された条例等のあらまし

◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第52号）

1 規則の概要

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う様式の整理
 （様式第1号その2・様式第2号その2・様式第3号・様式第4号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第52号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則（昭和48年島根県規則第56号）の一部を次のように改正する。

様式第1号その2及び様式第2号その2中「半島振興対策実施地域」を「半島振興法の認定産業振興促進計画の区域」に改める。

様式第3号及び様式第4号中

「

適用地区等	離島振興対策実施地域	半島振興対策実施地域
	過疎地域	原子力発電施設等立地地域
	企業立地促進法の同意集積区域	

」

を

「

適用地区等	離島振興対策実施地域	半島振興法の認定産業 振興促進計画の区域
	過疎地域	原子力発電施設等立地地域
	企業立地促進法の同意集積区域	

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている申請書は、この規則による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。

3 旧規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当

分の間、これを取り繕って使用することができる。